

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和5年度第1回津市人権施策審議会
2 開催日時	令和5年8月18日（金曜日） 午後2時から午後3時まで
3 開催場所	津図書館 2階視聴覚室
4 出席した者の氏名	（津市人権施策審議会委員） 青木幸枝、伊藤好幸、岩崎良子、片岡福生、金子誠子、川口節子、北村弘和、楠本孝、佐藤ゆかり、鈴木圭子、谷口美子、長島 りょうがん、原田朋記、古川和也、前川正和 （事務局） 市民部長 南条弥生 市民部次長 平井徳昭 人権課調整・人権担当主幹 渥美博 人権課主査 遠藤志乃
5 内容	津市人権施策基本方針改訂（案）について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部人権課人権担当 電話番号 059-229-3165 E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 次のとおり

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和5年度第1回津市人権施策審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、ご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。私は本年4月に異動で人権課に参りました渥美です。よろしくお願いいたします。</p> <p>まずは、当審議会の事務局であります人権担当職員の紹介をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">＜順次 自己紹介＞</p> <p>それでは、開会に当たりまして、市民部長の南条より、ご挨拶を申し上げます。</p>
市民部長	<p>委員の皆様、こんにちは。市民部長の南条でございます。皆様方には、ご多用のところ、また大変暑い中、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>今週はじめての台風による影響では、新幹線の大混乱が、今朝も報道がなされておりましたが、津市においては、おもに私たち市民部が担当するのは避難所関係になってくるわけなんですけども、59か所を開設し、約150人の方が避難所の方に来ていただき、一晩を過ごされるというふうな状況でした。また、風にあおられて転倒された方の緊急搬送とか一部地域の停電など生活への影響が市内でも見られました。生活が便利になる分、使えない不便さっていうのは大きく、災害対策とか災害への意識というのも、社会でも個人においても、常に更新アップデートが必要と感じました。</p> <p>さて、前回3月23日の会議においては、市長から令和5年1月10日から2年間の委嘱状を交付させていただきました。津市人権施策基本方針は、令和2年12月に見直しについて本審議会でご議論をいただき、新たに対応を求められる人権課題に取り組むことが重要であるとし、現在の方針の基本部分については継承</p>

事務局	<p>しつつ、現状に即した内容に見直すこととし作っていただきました。そして、市役所内の人権施策推進会議にフィードバックし、双方向で作り上げた案を5月に議会で協議、6月から7月にパブリックコメントをいたしました。</p> <p>本日は、その意見などを踏まえ、いよいよ策定に向けてご審議をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、審議に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。</p> <p>1つ目が事項書、2つ目が座席表、3つ目が委員名簿、4つ目が津市人権施策基本方針改訂（案）、5つ目が津市人権施策基本方針改訂（案）に対する意見募集の結果について、そして最後6つ目が全員協議会質疑等要約でございます。</p> <p>なお、4番の津市人権施策基本方針改訂（案）と、5番目の津市人権施策基本方針改訂（案）に対する意見募集の結果について、6番目の全員協議会質疑等要約につきましては、先日、皆様に送付させていただいたものでございますが、そちらの書類も含めてすべての書類がそろっておりますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>本日の委員の皆様の出欠状況ですが、高鶴委員、横山委員及び山口委員は所用のため、欠席の連絡をいただいております。</p> <p>委員18名中15名のご出席をいただいておりますことから、「人権が尊重される津市をつくる条例」第11条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>なお、前任の西川委員の辞任に伴い、本年4月から横山委員に代わられておりますので、ご本人は本日ご欠席ではございますが、ご紹介申し上げます。</p> <p>なお、本審議会につきましては、津市情報公開条例第22条及び第23条の規定に基づき、公開審議とさせていただきます。</p> <p>また、会議結果につきましては、市のホームページでも公開いたしますので、併せてご了承ください。</p> <p>それでは、事項書に従いまして、楠本会長からご挨拶をいただきたいと思えます。その後、「人権が尊重される津市をつくる条例」第11条に基づき、楠本会長に議事進行をお願いしたいと思います。お願いします。</p>
楠本会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日の議題は「津市人権施策基本方針の改訂（案）について」ですが、昨年末から今年にかけて、この審議会でも随分時間をかけて審議してきたところなんですけれども、これについて全員協議会とパブリックコメントを経て、部分的に修正されたものが改訂案として事務局から提出してもらいましたので、本日はこれを審議して、そしてその後、10月にはこの改訂内容を公表するという段取りになっているようです。ですから、ここでの審議が基本方針の改訂案についての最終的な議論の場になると思えますので、皆さんの積極的なご意見、ご提案をお願いしたいと思います。</p> <p>それではよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。最初にまず事務局から改訂案の修正内容について説明をいただきたいと思えます。</p>
市民部次長	<p>失礼いたします。市民部次長の平井でございます。</p> <p>本来ですと人権課長がご説明をさせていただくところですが、人権課長は4月に異動になって来ましたが、5月から体調を崩して休んでおりますので、私が代わりにご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。失礼しまして、着座にてご説明をさせていただきます。</p>

それでは、前回、ご審議をいただいたものからですね、本日までの内容と流れ、そして結果等を順次ご説明をさせていただきます。

まず、前回3月23日の審議会の開催でございました。その中では、皆様方に様々なご議論を頂戴しまして、最終的には3月23日のご決定を基に、5月22日、先ほど冒頭のご挨拶で部長の方から申し上げましたが、市議会の全員協議会で協議していただきました。その内容に関する資料については「全員協議会質疑等抜粋」という資料でございます。市議会の全員協議会につきましては、リアルタイムで当時YouTube配信がされておりましたし、かつ今現在、録画放送がYouTubeに上がっておりますので、ご覧いただいた方は概ね審議の内容等をご承知かなというふうに考えております。

いろいろ全員協議会の方では、かなりの時間を使ってご協議を賜ったところがございますが、主にですね、基本方針の内容以外にも市の事業、あるいは業務の内容でありましたり、それ以外のところも多角的にいろんなご議論をいただいたところがございます。特に基本方針の中身には関係するというところで7つの項目だけを抜粋をさせていただいたものでございます。特にその中でも、この審議会の方でもご議論を賜りましたが、2番目の施策の中で同和問題が一番に来ているのは一体なぜなのかということがご質問としていただいたところがございます。これについてはこの審議会の中でもご議論いただきましたように、基本的には骨格の部分というのは変えずに今回基本方針の部分改訂ということでございましたので、前回に引き続き同和問題というのを一番最初に持ってきているというところで、こちらとしてはご回答をさせていただいたところでございます。

あと3番目のですね、特別措置法が書いていないのはなぜなのか、失効したのならば基本的にはそういう問題というのは無いのではないかとということをご質問としていただいたところがございます。確かに特別措置法としては失効しておりますので記載をさせていただきますけれども、平成28年の法整備の段階でもですね、特にですねそういった部分っていうのは改めて記載されているところでもございますし、様々な状況の中からもそういった問題というのはまだまだ残っているというところがございますので、丁寧な議論をこの審議会の方でもしていただいた上での記載であり構成であると回答させていただいたところでございます。

あとですね、5つ目のところなんですが、「さまざまな人権課題」に入れられた人権課題というのは一括したものであるのかと。そうなのは分野別施策と並列になってないんじゃないの、全ての人権課題を平等に扱う必要があるのではないかとご質問もいただいたところがございます。これにつきましても、審議会の中ではご議論を賜ったところがございますが、その上での人権啓発の部分と人権教育の部分については、改めて同和問題をはじめとするという記載の方を、あるいは人権教育はそうではなかったというところをしっかりとご議論いただいた中での回答であったというところがございます。

あと6番と7番については、こういった内容が議論されたというところがございます。全員協議会の内容については、概ね基本的な部分というか抜粋した内容はこれでございます。

その次にですね、6月の20日から7月の20日にかけてこの基本方針に対する意見募集、いわゆるパブリックコメントというのをさせていただいたところがございます。これにつきましては、資料の5「津市人権施策基本方針改訂案に対する意見募集の結果」という資料でございます。今回意見募集を行いましたところ、6名の方から15件の意見を賜りました。その中でそれぞれご意見をいただいたところがございますが、その中で意見に対する考え方等はその資料に基づいて右端の方に書かせていただいています。中でも3番目の意見、資料5の2ページ目でございます。一番左3番目のところでございますが、「第1章 基本的な

	<p>考え方」の「3 基本理念」というところで、「第1章 基本的な考え方」の「3 基本理念」の「(1) 差別を許さない平等・公正で安心して暮らせる社会の実現」の2行目に「・・・などの理由による差別を生じさせない平等で・・・」というふうにあります。ここは見出しと同様に「・・・などの理由による差別を許さない平等で・・・」とした方が適切ではないかというご意見をいただきましたので、このご意見につきましては以下のとおり修正しますというところで、「差別を生じさせない」という文言を「差別を許さない」という文言に修正をさせていただきます。その訂正箇所につきましては、基本方針の改訂案でございますが、これのページ数は3ページでございます。3ページの中段の「3 基本理念」の上から6行目でございます。「差別を許さない平等で公正な安心して暮らせる社会の実現をめざします。」というふうに、この「差別を許さない」というところに「差別を生じさせない」を「差別を許さない」というふうに修正をさせていただきます。パブリックコメントに基づいての本文の修正というのはこれだけでございまして、あと残りの14件につきましては参考意見とさせていただきます。意見の中には様々なご意見を頂戴して多方面からお考えをいただいたところがございますけれども、その中身につきましては審議会でこれまでご議論を賜った内容というところもありますので、参考意見等とさせていただいたというところが大きな理由でございます。</p> <p>以上の基本方針(案)の改訂をもってこれから先進んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>以上、簡単ではございますが説明でございます。</p>
楠本会長	<p>以上の事務局からの説明につきまして、何かご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p> <p>それでは改訂案の修正については、事務局提案のとおりということで了承したいと思います。</p> <p>本日予定していました議事は以上なんですけれども、事務局の方で何か連絡事項とかあるいはこの後審議会で検討すべきことはございますでしょうか。</p>
市民部次長	<p>はい、ありがとうございます。今ですね、ご説明申し上げてご理解を賜ったところでございますが、改めて基本方針全体を通してですね、これで一応今後市としては10月の公表に向けて進めさせていただきますが、特に全体を通してなにかお気づきの点等がございましたら、改めてご意見を頂戴したいと思っております。</p>
楠本会長	<p>それでは、ここでは事項書には記載はないんですけども、せっかく委員の皆様が集まっていた機会でございますので、今の修正事項以外の基本方針の改訂の部分について何かお気づきの点等ありましたら、ご意見等賜りたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>基本方針(案)の30ページ、参考資料のところですね。今回、年度を跨いで、また委員の任期を跨いでこうして基本方針(案)が出てきましたので、委員名簿につきましても前回の審議会のメンバーだけでなく、今いらっしゃるメンバーの方についても参考資料としてあげていただければどうでしょうか。</p>
楠本会長	<p>事務局の方で何か。</p>

市民部次長	<p>ご意見ありがとうございます。確かに仰るとおりだと思いますが…。</p> <p>恐れ入ります。それではご意見賜りましたように、今回ですとね1月の10日以降にご就任賜った委員さんの名簿も一緒に付けさせていただいて、前回の委員さんの名簿、それと今回の委員さんの名簿、二つをですね、参考資料の方に付けさせていただきますというふうに思っています。</p>
楠本会長	<p>他に何かございますか。</p> <p>(発言する者なし)</p> <p>それでは、特に皆さんご意見等無いようですので、蛇足ですけれども、今年に入ってから数か月の間で人権を巡る国のいろんな国会審議だとか、それから裁判の中でも重要な決定あるいは決定と言えるのかちょっとあやふやな部分が残った部分もありますけれども、いくつか出てきております。特に私は、先日、東京高裁が出した部落についての図鑑の出版差し止めについての判例は、非常に重要な判例だと思っています。その中で使われた表現が、「正面から差別されない権利」というのを取り上げている。これまでプライバシーの問題として議論してきたものを「差別されない権利」、「差別されないで平穏な生活を送る権利」という人格権として位置付けてきた、これは人権の史上でも非常に重要な判決だったと思います。詳細な判決文を私はまだ見てなくてですね、マスコミ報道で部分的に報道されている内容しか見てないんですけれども、判決文が公表されましたらその判決文を精査して、今後の人権問題を考えていく上での重要な基礎資料、それから自分たちのこれからの考え方を積み上げていく土台にしたいなというふうに思っています。皆さんも是非、ご関心を持って見ていただければと思います。全くの蛇足ですけれども、会長として今考えていることとか、関心があることについて一旦お話いたしました。</p> <p>それでは事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p>失礼します。楠本会長、議事進行をしていただき、ありがとうございました。委員の皆様、ご審議いただき誠にありがとうございました。</p> <p>最後になりますが市民部次長の平井よりご挨拶申し上げます。</p>
金子委員	<p>すみません、一ついいですか。</p>
事務局	<p>はい、どうぞ。</p>
金子委員	<p>すみません、先ほど言えばよかったんですけども、基本方針(案)の、用語解説っていうのが39ページにあるんですけども、その下から二つ目のユニバーサルデザインっていうのがあるんですけど、ここが「誰もが使いやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン(計画・実施)してこうとする考え方。」になっているんですが、この行事っていう部分を情報に代えていただけたらと思うんですけど。情報もユニバーサルデザインの一部になっていますので、行事に加えて情報でもいいし、情報っていう言葉も入れていただきたいと思っておりますけどいかがでしょうか。</p>
楠本会長	<p>今のは、行事に代えて情報とするか、あるいは行事に加えて情報というものを書き加えるかということなんですけれども、行事と情報では随分概念内容が違いますので、今の委員のご提案からすると、情報を書き加えるという方が適切かと思いますが、皆さんいかがでしょうか。</p> <p>(反対する者なし)</p>

	<p>よろしいでしょうか。それでは、情報を書き加えるということで修正をお願いします。</p> <p>他によろしいですか。</p>
佐藤委員	<p>昨年度の事業の評価については、今代表の皆さん方がいろいろご検討されているところかと思うんですけれども、今年度のスケジュールを具体的なものが分かっていたらお知らせいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>すみません、最後にお話ししようかなとちょっと思っていたんですが、この場をお借りしてお話します。</p> <p>先ほど佐藤委員が仰られたように、現在、評価検討委員さんが中心となって、昨年度、令和4年度の人権施策事務事業に係る評価検討を進めていただいております。</p> <p>本年度につきましては、評価検討委員さんのご尽力により、例年よりも2か月以上早く取り組んでいただいておりますので、令和4年度の津市人権施策事務事業進捗状況評価書の作成に係る審議会については、9月中、もしくは10月中に開催させていただきたいと思っておりますので、皆様よろしくお願いいたします。</p> <p>そのような流れで考えております。</p>
楠本会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>ありがとうございます。</p>
楠本会長	<p>それでは、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>すみません、改めまして最後に市民部次長の平井よりご挨拶申し上げます。</p>
市民部次長	<p>次長の平井でございます。これまで多くのご議論を賜りまして、この基本方針をまとめていただきました。本日お認めいただきました、ご了解いただきました方針につきまして、楠本会長のご挨拶にもありましたように、10月を目途に公表してまいりたいというふうに思います。この基本方針が、津市の基本としてしっかりと取り組み、そして反映できるよう、私共市職員としては一生懸命努力をして頑張っております。</p> <p>皆様方のこれからのご協力を賜りますようお願いを申し上げます、簡単でございますが終わりにつきましてのご挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。</p>
事務局	<p>以上で、本日の審議회를終了させていただきます。</p>